戸田市上下水道事業告示第１０３号

戸田市上下水道事業一般競争入札告示

管路清掃（その７）業務について、下記のとおり一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６及び戸田市契約規則（平成元年規則第１４号。以下「規則」という。）第３条の規定により告示する。

令和８年１１月２０日

戸田市上下水道事業　戸田市長　菅　原　文　仁

記

１　入札対象業務委託

(1)　業務委託名　　**管路清掃（その７）業務**

(2)　業務場所　　戸田市地内

(3)　設 計 額　　**金９，８５０，５００円**（消費税及び地方消費税含む）

(4)　予定価格　　**金９，８５０，５００円**（消費税及び地方消費税含む）

(5)　委託期間　　契約締結日の翌日から**７０日間**

(6)　委託内容　　仕様書のとおり

２　入札手続等の方法

(1)　この業務委託は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う業務委託である。システムにより参加する者（以下「電子入札参加者」という。）については、この告示に定める以外は「戸田市公共工事等電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）」による。

(2)　この業務委託の入札に参加する者で紙入札方式を希望する者（以下「紙入札参加希望者」という。）については、紙入札方式参加申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(3)　この業務委託は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札（入札執行の時点で有効と推測された入札を含む。）をした者（以下「落札候補者」という。）から順に、入札参加資格の確認を実施し、その者が適格である場合に落札者を決定する一般競争入札（事後審査型）とする。（システム上では、水安全部総務課の一般競争入札（ダイレクト入札）であるので留意すること。）

３　競争参加資格確認申請書の提出

(1)　入札に参加を希望する電子入札参加者は、競争参加資格確認申請書をシステムにより提出しなければならない。

《提出受付期間》

令和８年１１月２０日（金）午前８時３０分から

令和８年１２月　２日（水）午後４時まで

なお、システムの利用時間は平日午前８時３０分から午後８時までとする。

［注意］　土曜日、日曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日及びシステムメンテナンス時間は利用できない。（以下、「システムにより提出する」場合については、［注意］に該当する日はシステムを利用できないことから、時間的に余裕をもってシステムを利用すること。）

(2)　紙入札参加希望者は、紙入札方式参加申請書をe-mailにより提出しなければならない。なお、紙入札方式参加申請書は、記２２に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。

ア　提 出 先　　戸田市水安全部総務課総務担当

e-mail　mizu-nyusatsu@city.toda.saitama.jp

イ　受付期間　　(1)の電子入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出受付期間に同じ

※　紙入札方式参加申請書の記名については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。（以下、提出する書類の記名については同じ。）

(3)　(1)において競争参加資格確認申請書を提出した者に対しては、システムにおいて競争参加資格確認申請書受付票を発行（システムにより随時自動発行）する。また、紙入札方式参加申請書を提出した紙入札参加希望者に対しては、紙入札方式による参加の可否について、記４の(3)の開札日時の前日までに、e-mail等にて通知することとする。ただし、入札参加資格の確認は、入札執行後、落札候補者のみ行うこととし、入札参加者は落札決定後に公表する。

※　紙入札による参加が承認された者（以下「紙入札参加者」という。）に対しては、電子入札システムから通知される通知書（保留通知書、落札者決定通知書、再入札通知書、入札中止通知書、取止め通知書等）が一切通知されないので、開札日時後、この告示文の末尾に記載の問い合わせ先に適宜電話等にて確認をすること。

４　入札執行の日時等

入札書はシステムにより提出すること。ただし、紙入札参加者は、入札書を持参することとし、入札書は、記２２に記載の戸田市水安全部総務課のホーム

ページから取得すること。

(1)　電子入札参加者の入札書のシステムへの提出期間

令和８年１２月３日（木）午前８時３０分から

令和８年１２月８日（火）午前９時５５分まで

入札書提出締切時間を過ぎて、入札書が未到着の場合、辞退したものとみなす。

(2)　紙入札参加者の入札書の持参日時・場所

日時　　(3)開札日時の５分前

場所　　戸田市役所新曽南庁舎　４階水安全部総務課

入札書の持参時間を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。なお、代理人をして入札させる場合は、委任状を提出し、入札書には社名の下に、上記代理人と記入し、代理人の記名押印をすること。

(3)　開札日時

日時　　**令和８年１２月８日（火）午前１０時００分**

5　入札に関する注意事項

(1)　入札書に入力（記載）する金額

設計額の１１０分の１００に相当する金額を超える金額を入札書に入力（記載）した者は、失格とする。

落札決定に当たっては、入札書に入力（記載）された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に入力（記載）すること。

(2)　入札回数

１の(3)において設計額が事前に公表されている場合は、１回とする。

１の(3)において設計額が事前に公表されていない場合は、再度入札は２回までとする。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。また、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができないものとし、再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができないものとする。

(3)　入札の辞退

電子入札参加者についてはシステムにより、紙入札参加者については郵送又は持参により、辞退届を入札書の提出前に提出することで、それぞれ入札を辞退することができる。なお、辞退届は、記２２に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得すること。

(4)　独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

6　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　記３の(3)において、紙入札による参加が承認されなかった者がした入札

(2)　談合その他不正行為があったと認められる入札

(3)　虚偽の提出書類を提出した者がした入札

(4)　他人の電子証明書を不正に取得し、名義人に成りすました者がした入札

(5)　その他告示に示す事項に反した者がした入札

7　入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

8　入札に参加する者に必要な資格

この業務委託の入札に参加する者に必要な資格は、次の要件をすべて満たすこと。

(1)　施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　**令和７・８年度**の戸田市建設工事等入札参加資格者名簿に、**土木施設維持管理（下水道）**で登載されている者であること。

(3)　この業務委託の告示日において、**戸田市内**に(2)に記載の業種で登載されている**本店**を有する者、又は**戸田市内**に(2)に記載の業種で登載されている**支店・営業所**を有し、かつ契約締結等の権限を有する者であること。

(4)　この業務委託の告示日から落札決定までの期間に、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5)　**埼玉県の産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可を有する者であること。**

(6)　次の要件をすべて満たす技術者を当該業務委託に配置できること。

ア　**酸素欠乏作業主任者技能講習（第２種）を修了している者**であること。

イ　配置予定の技術者は、一般競争入札参加資格等確認申請書の提出期限日の３箇月以前から恒常的な雇用関係にあること。

(7)　この業務委託の告示日において会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けた後、戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則の規定に基づく再審査を受け、当該再審査の結果、告示日において戸田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者については、この限りでない。

(8)　この業務委託の告示日において社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。ただし、法令に基づき社会保険適用を除外さ

れている場合を除く。

9　落札者の決定方法

(1)　落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格の確認を実施するため、落札決定を保留し、落札候補者となった者に対しては、e-mail等によりその旨を連絡する。

(2)　落札候補者の決定後、当該落札候補者について入札参加資格の確認を実施し、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し、他の入札参加者の入札参加資格の確認は実施しない。

(3)　落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、その者の入札を無効又は失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者について入札参加資格の確認を実施する。また、次の落札候補者についてもその入札が無効又は失格となったときは、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、落札者を決定できるまで入札参加資格の確認を実施する。

(4)　同額の入札を行った入札参加者が２者いる場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。なお、同額の入札を行った入札参加者が３者以上の場合は、電子くじにより落札候補者を決定し、当該落札候補者の入札参加資格の確認の結果が、入札参加資格を満たしていない場合に限り、次の落札候補者を決定するため、後日指定する日時・場所においてくじを引くこととする。

(5)　開札から落札決定までの間に、落札候補者が戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、当該落札候補者のした入札は失格とし、次に入札価格が低い者を新たな落札候補者とする。

１０　落札候補者の入札参加資格の確認

(1)　提出書類

落札候補者は、入札参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（書式については、システムから取得すること。）に下記の書類を添えて提出すること。ただし、ウからオについては、記８において、配置する技術者の資格等を定めた場合にのみ提出すること。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料（書式については、システムから取得すること。）

イ　埼玉県の産業廃棄物収集運搬業許可証（汚泥）の写し。

ウ　配置予定の技術者が有する資格を証するもの（登録証明書等）の写し。

エ　配置予定の技術者の業務委託実績を証するテクリスの写し、又は業務委託契約書の写し（仕様書、図面等を含む）、その他業務委託実績を証明できるもの。

オ　配置予定の技術者が３箇月以上前から当該入札参加業者と恒常的な雇用関係にあることが確認できる書類の写し等。

(2)　提出方法

ア　提出先

記２２に記載するあて先にe-mailにより提出すること。

イ　提出期間

令和８年１２月　９日（水）午前８時３０分から

令和８年１２月１０日（木）午後４時まで

提出期間を過ぎた場合は、原則として申請を受理しないので、余裕をもって提出すること。なお、落札候補者が上記の提出期間に(1)の提出書類を提出しないとき又は入札参加資格の審査のために戸田市が行う指示に従わないときは、原則として当該落札候補者のした入札は失格とする。また、不足書類を指摘された場合の再提出期限も上記の取扱いと同様とする。

ウ　落札候補者が当該要件を満たしているか否かの確認を行い、結果をイの提出期間の終期の日から２日以内（閉庁日は除く。）に連絡する。

エ　落札候補者は、入札参加資格の要件を満たさないとされたことに不服があるときには、結果の通知があった日から７日以内（閉庁日は除く。）に、その理由について書面にて、戸田市水安全部総務課へ説明を求めることができる。

１１　現場説明会

開催しない。

１２　設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、システムから取得すること。取得可能な期間は、告示日から入札書提出締切時間までとする。

１３　設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

(1)　質問の方法

質疑応答書を記２２に記載の戸田市水安全部総務課のホームページから取得し、内容を簡潔にまとめて記載し、(2)のあて先にe-mailにより提出すること。なお、システム、電話、口頭等による質問は受け付けない。

※　e-mailには対象業務委託に係る質問である旨及び質問に関する連絡先（担当部署名、担当者名、e-mailアドレス※商号は記載しない）のみを記載すること。なお、e-mailの内容（e-mailアドレスを除く差出人の表示を含む。）に質問者の商号、所在地、社章、ロゴマーク等の質問者を判明又は推定させる事項を記載しないこと。

(2)　提 出 先

戸田市水安全部総務課総務担当

e-mail　mizu-nyusatsu@city.toda.saitama.jp

(3)　受付期間

告示日から

令和８年１１月２６日（木） 正午まで

(4)　質問に対する回答

記３の(1)競争参加資格確認申請書の提出期間の終期の前日までに戸田市水安全部総務課のホームページにて公表する。

１４　最低制限価格

設定する（戸田市予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要綱第７条第１項第１号の規定による）。

１５　調査基準価格

設定しない。

１６　入札保証金

規則第５条第３項第３号の規定により免除する。

１７　契約保証金の率及び納付等

(1)　落札者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約金額が１件５００万円に満たない場合は、規則第２８条第３項第４号及び戸田市の契約における契約の保証に関する取扱要領（以下「要領」という。）第６条第４項の規定により免除することができる。

(2)　契約保証金の納付及び保証金に代える担保の提供並びに免除は、規則及び要領の定めるところによる。

(3)　契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

１８　支払条件

(1)　前金払

しない。

(2)　部分払

契約期間が複数年度にわたる場合は、することができる(規則第３７条の規定による）。ただし、継続費又は債務負担行為の設定がされており、かつ現年度における予算措置がされている場合に限る。

１９　損害賠償等の予約条項付記

(1)　この業務委託の契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定したとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、戸田市業務委託契約約款に定める額を請求することができる。ただし、市に生じた損害額が前記の額を超えるときは、市がその超過分について賠償を請求することを妨げ

るものではない。業務委託完了後も同様とする。

(2)　この業務委託の契約締結後、この契約に関し、落札者の責に帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、所定の割合で計算した損害金の支払いを契約者に請求することができる。

２０　その他

(1)　提出された各資料は、返却しない。

(2)　入札参加者は入札後、この告示、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3)　この入札に際し、談合その他不正行為により入札を公正に執行することができないと認められるとき又はこの告示、設計図書等、現場等に重大な変更若しくは不適合があることが判明した場合は、入札の執行を延期すること又はとりやめることがある。

２１　契約条項等の閲覧

規則、戸田市業務委託契約約款、戸田市公共工事等電子入札運用基準等の契約条項等は、戸田市水安全部総務課において閲覧できる。

２２　問い合わせ

戸田市水安全部総務課総務担当

電　話　０４８－２２９－４６０６

ＦＡＸ　０４８－４４４－１６０９

e-mail　mizu-nyusatsu@city.toda.saitama.jp

ＵＲＬ　https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/411/